

個情第 249 号
医政発 0301 第 41 号
令和 4 年 3 月 1 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 会長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドンスの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイドンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 44 号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)の一部が令和 4 年 4 月 1 日に施行することに伴い、ガイドンスの一部を改正し、別紙のとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

個情第248号
医政発0301第40号
薬生発0301第22号
老発0301第11号
令和4年3月1日

各都道府県知事 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公印省略)
厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)
厚生労働省老健局長
(公印省略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドンスの一部改正について(通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイドンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。)の一部が令和4年4月1日に施行することに伴い、ガイドンスの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内市区町村(指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区等を含む。)に対しても、併せて周知願います。

記

1 ガイダンスの一部改正について

ガイダンスについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

2 改正の概要

令和2年改正法及び令和3年改正法を踏まえ、新設された制度の解説や用語の整理等、所要の改正を行うもの。

主な改正事項は以下のとおり。

<令和2年改正法関係>

- 仮名加工情報、漏えい等報告等について、事業者に求められる事項の解説等

<令和3年改正法関係>

- 医療分野・学術分野の規律を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることとなることを踏まえたガイダンスの適用関係の明記
- 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化されることを踏まえた、学術研究に係る例外規定に関する解説の追記等

<その他>

- 下記の事務連絡等において示した内容の反映等
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」(令和2年4月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
 - ・ 「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
 - ・ 「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関する「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」の更新(令和3年6月)

3 施行期日

令和4年4月1日

9. 個人情報保護法に規定される場合の取組

9. 個人情報の取扱いに関する取組の取組

① 目的・利用目的の明確化等について、個人に関する情報の取得や提供の目的を明確にする旨の取組を行うほか、取得・利用等への同意の取組や、適正に提供を受ける旨の取組を行うもの。

① 個人情報の取扱いに関する取組の取組

3. ボイイングスの対象となる「医療・介護福祉事業者」の取組

3. ボイイングスの対象となる「医療・介護福祉事業者」の取組

また、治療及び緊急医療実施記録における個人情報の取扱いについては、ボイイングスのほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」という。）、及び関係法令（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第8号））の規定や、関係法令等が定める取組を行うものとする。また、医療機器等が自ら収集する個人情報を、企業として収集・提供することを目的として行う場合は、関係法令等が定める取組を行うものとする。

また、治療及び緊急医療実施記録における個人情報の取扱いについては、ボイイングスのほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」という。）、及び関係法令（「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第8号）」）の規定や、関係法令等が定める取組を行うものとする。また、医療機器等が自ら収集する個人情報を、企業として収集・提供することを目的として行う場合は、関係法令等が定める取組を行うものとする。

① 個人情報の取扱いに関する取組の取組

① 個人情報の取扱いに関する取組の取組

① 個人情報の取扱いに関する取組の取組

① 個人情報の取扱いに関する取組の取組

① 個人情報の取扱いに関する取組の取組

① 個人情報の取扱いに関する取組の取組

Table with 3 columns: 項目 (Item), 改正後 (After Revision), 改正前 (Before Revision). It lists various items related to the guidelines, such as 'ボイイングスの目的、基本的考え方' and '個人情報の取扱い'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 改正前 (Before Revision). It lists items related to the guidelines, such as '個人情報の取扱いに関する取組の取組'.

<p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
--	---

<p>「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
---	---

<p>「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
---	---

184

185

186

平成29年4月14日
(令4年3月一部改正)
個人情報保護委員会
厚生労働省

医療・介護関係事業者における
個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

別添2

目次	
I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方	1
1. 本ガイダンスの趣旨	1
2. 本ガイダンスの趣旨及び基本的考え方	1
3. 本ガイダンスの趣旨及び基本的考え方（医療・介護関係事業者）の範囲	2
4. 本ガイダンスの趣旨及び基本的考え方（個人医療）の範囲	2
5. 個人情報保護委員会の権限及び役割	3
6. 医療・介護関係事業者が個人情報を取得する際の留意事項	4
7. 責任者の役割と役割と責任・利用目的の明確化	4
8. 医療への許諾の特約の取扱い	4
9. 個人情報の取扱いと関係する関係者の取扱い	4
10. 個人情報保護委員会の取扱い	5
11. 対応等その他の事項	5
12. 認定個人情報保護団体に対する取扱い	6
II 利用の定義等	7
1. 個人情報（法第2条第1項）	7
2. 個人識別符号（法第2条第2項）	7
3. 個人識別符号（法第2条第3項）	7
4. 匿名加工情報（法第2条第4項）	7
5. 匿名加工情報（法第2条第5項）	7
6. 匿名加工情報（法第2条第6項）	7
III 本ガイダンスの創発が医療関係事業者の役割	13
IV 医療・介護関係事業者の義務等	17
1. 医療・介護関係事業者の役割等に関する義務（法第16条）	17
2. 医療・介護関係事業者の役割等に関する義務（法第17条）	17
3. 利用目的の明示等（法第17条第1項）	17
4. 不適切な利用の禁止（法第17条第2項）	17
5. 利用目的の明示等（法第17条第3項）	17
6. 個人情報の適正な取扱い、個人データ等の取扱いの確保（法第20条第1項、第22条）	17
7. 安全管理措置、定額等の取扱いに関する義務（法第23条第1項、第25条）	17
8. 漏洩した場合の対応（法第26条）	17
9. 個人データへの取扱いの確保（法第27条）	17
10. 当該事業者が個人データの取扱いの確保（法第28条）	17
11. 第三者提供に必要最低限の取扱い（法第29条）	17
12. 第三者提供に関する取扱いの確保（法第30条）	17
13. 匿名加工データに関する取扱いの確保（法第32条）	17

<p>「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
---	---

<p>「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
---	---

別添2

目次	
I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方	1
1. 本ガイダンスの趣旨	1
2. 本ガイダンスの趣旨及び基本的考え方	1
3. 本ガイダンスの趣旨及び基本的考え方（医療・介護関係事業者）の範囲	2
4. 本ガイダンスの趣旨及び基本的考え方（個人医療）の範囲	2
5. 個人情報保護委員会の権限及び役割	3
6. 医療・介護関係事業者が個人情報を取得する際の留意事項	4
7. 責任者の役割と役割と責任・利用目的の明確化	4
8. 医療への許諾の特約の取扱い	4
9. 個人情報の取扱いと関係する関係者の取扱い	4
10. 個人情報保護委員会の取扱い	5
11. 対応等その他の事項	5
12. 認定個人情報保護団体に対する取扱い	6
II 利用の定義等	7
1. 個人情報（法第2条第1項）	7
2. 個人識別符号（法第2条第2項）	7
3. 個人識別符号（法第2条第3項）	7
4. 匿名加工情報（法第2条第4項）	7
5. 匿名加工情報（法第2条第5項）	7
6. 匿名加工情報（法第2条第6項）	7
III 本ガイダンスの創発が医療関係事業者の役割	13
IV 医療・介護関係事業者の義務等	17
1. 医療・介護関係事業者の役割等に関する義務（法第16条）	17
2. 医療・介護関係事業者の役割等に関する義務（法第17条）	17
3. 利用目的の明示等（法第17条第1項）	17
4. 不適切な利用の禁止（法第17条第2項）	17
5. 利用目的の明示等（法第17条第3項）	17
6. 個人情報の適正な取扱い、個人データ等の取扱いの確保（法第20条第1項、第22条）	17
7. 安全管理措置、定額等の取扱いに関する義務（法第23条第1項、第25条）	17
8. 漏洩した場合の対応（法第26条）	17
9. 個人データへの取扱いの確保（法第27条）	17
10. 当該事業者が個人データの取扱いの確保（法第28条）	17
11. 第三者提供に必要最低限の取扱い（法第29条）	17
12. 第三者提供に関する取扱いの確保（法第30条）	17
13. 匿名加工データに関する取扱いの確保（法第32条）	17

<p>「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
---	---

<p>「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
---	---

<p>「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p> <p>○「通信」で個人情報を取得する目的（「通信」による個人情報の取得）</p>	<p>関係者：UNICEF COORDINATOR等</p> <p>担当：MI</p>
---	---

(2) 学術研究機関等 (第11条)とは、大学その他の学術研究(第2条)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者を含む。『大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体』とは、国立・私立大学、法

(4) 学術研究機関等 (法第11条)とは、大学その他の学術研究(第2条)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者を含む。『大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体』とは、国立・私立大学、法

法人等の研究機関等の学術研究を主たる目的として活動する機関等(学術)をいふ。『それらに属する者』とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究機関の役員、学術の役員等を含む。

(3) この条、第六條及び第七條において「個人加工情報取扱事業者」とは、個人加工情報名義の情報の取扱いを営む者であつて、特定の個人加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをその他の個人加工情報と併せて検索することができるように体系的に構成したものを対象とする(第13条第一項)において「個人加工情報データベース等」といふ。を事業の用に供している者を含む。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

(4) 学術研究機関等 (法第11条)とは、大学その他の学術研究(第2条)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者を含む。『大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体』とは、国立・私立大学、法

二 地方公共団体
三 独立行政法人
四 地方独立行政法人

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」といふ。)、及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人等(以下「地方独立行政法人等」といふ。))を事業の用に供している者を含む。

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報を含む。当該事業者の情報の取扱いや情報漏洩防止については、当該の利用目的からその個人データに該当する。

(2) 学術研究機関等 (第11条)とは、大学その他の学術研究(第2条)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者を含む。『大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体』とは、国立・私立大学、法

(4) 学術研究機関等 (法第11条)とは、大学その他の学術研究(第2条)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者を含む。『大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体』とは、国立・私立大学、法

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」といふ。))及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人等(以下「地方独立行政法人等」といふ。))を事業の用に供している者を含む。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

(4) 学術研究機関等 (法第11条)とは、大学その他の学術研究(第2条)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者を含む。『大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体』とは、国立・私立大学、法

二 地方公共団体
三 独立行政法人
四 地方独立行政法人

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報を含む。当該事業者の情報の取扱いや情報漏洩防止については、当該の利用目的からその個人データに該当する。

2. 医事・介護関係事業者における取組
(1) 本人の同意
「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱い方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることが確認できていることが前提となる)。

二 地方公共団体
三 独立行政法人
四 地方独立行政法人

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」といふ。))及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人等(以下「地方独立行政法人等」といふ。))を事業の用に供している者を含む。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

(4) 学術研究機関等 (法第11条)とは、大学その他の学術研究(第2条)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者を含む。『大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体』とは、国立・私立大学、法

二 地方公共団体
三 独立行政法人
四 地方独立行政法人

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報を含む。当該事業者の情報の取扱いや情報漏洩防止については、当該の利用目的からその個人データに該当する。

「個人情報データベース」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が、明示、内容の訂正、追加及び削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる

8. 選入情報の提供等（法第28条）

医師、医療従事者の権利とプライバシーを確保すること。

（選入情報の提供等）

法第二十六條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの選入、編集、削除その他の個人データの安全管理に係る事項であつて個人の権利を侵害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会に通知を求め、その指示に従ふこととする。

（個人の権利を侵害するおそれ大きいもの）
医師等による個人データの選入、編集、削除その他の個人データの安全管理に係る事項であつて個人の権利を侵害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会に通知を求め、その指示に従ふこととする。

(8)

・医師等がその取り扱う個人情報の選入、編集、削除その他の個人データの安全管理に係る事項であつて個人の権利を侵害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会に通知を求め、その指示に従ふこととする。

（その他の事項）
・医療従事者が取り扱う個人データの選入、編集、削除その他の個人データの安全管理に係る事項であつて個人の権利を侵害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会に通知を求め、その指示に従ふこととする。

9. 個人データの第三者提供（法第27条）

（第三者提供の趣旨）

法第二十七條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合はを除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
一 法令に基づき
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
三 公益実現のために必要な情報の提供のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(8)の趣旨により選入する個人情報

医師、介護施設事業者等は、その取り扱う個人データの選入、編集、削除その他の個人データの安全管理に係る事項であつて個人の権利を侵害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会に通知を求め、その指示に従ふこととする。

四 第三者に選入される個人データの選入の方法
五 第三者への提供の方法
六 本人の求めに応じて当該本人が撤回される個人データの第三者への提供を中止すること
七 本人の求めを受け付ける方法
八 その他個人の権利利益を確保するために必要不可欠として個人情報保護委員会に届出する事項

医師等が提供してはならない。
文書等の提供の方法が適切である場合、当該個人情報保護委員会の同意を得る必要はない。

・第三者に提供される個人データの選入の方法
・第三者への提供の方法
・本人の求めに応じて当該本人が撤回される個人データの第三者への提供を中止すること
・本人の求めを受け付ける方法

③公益実現の向上又は児童の健全な成長の促進のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
（例）

・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

(1) 第三者提供の趣旨

医師、介護施設事業者等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がなくなる。

(例)

・健康保険法からの提供
・医師等の業務の遂行のために必要不可欠な事項に提供する場合

②本人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）
・災害救助法に基づき被災者に対する緊急な救済を行うため、被災者に対する支援を行う場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

③公益実現の向上又は児童の健全な成長の促進のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）
・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

④学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑤医療機関等が、児童の生命又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

⑥介護施設事業者等については、介護保険法に基づき施設運営において、サービス提供を受ける者の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・介護保険法に基づき施設運営において、サービス提供を受ける者の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑦「第三者」に該当しない場合

・医療機関等が、学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑧本人の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・災害救助法に基づき被災者に対する緊急な救済を行うため、被災者に対する支援を行う場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

⑨公益実現の向上又は児童の健全な成長の促進のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）
・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

・編集の取扱いに関する学術論文において、匿名に記述する場合があります。匿名に記述した場合は、当該匿名性を確保するために必要不可欠な事項に提供する場合

④学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑤医療機関等が、児童の生命又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

⑥介護施設事業者等については、介護保険法に基づき施設運営において、サービス提供を受ける者の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・介護保険法に基づき施設運営において、サービス提供を受ける者の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑦「第三者」に該当しない場合

・医療機関等が、学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑧本人の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・災害救助法に基づき被災者に対する緊急な救済を行うため、被災者に対する支援を行う場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

⑨公益実現の向上又は児童の健全な成長の促進のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）
・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

②本人の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・災害救助法に基づき被災者に対する緊急な救済を行うため、被災者に対する支援を行う場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

③公益実現の向上又は児童の健全な成長の促進のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）
・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

④学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑤医療機関等が、児童の生命又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・児童福祉法に基づき児童の虐待防止を図るため児童相談所に提供する場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

⑥介護施設事業者等については、介護保険法に基づき施設運営において、サービス提供を受ける者の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・介護保険法に基づき施設運営において、サービス提供を受ける者の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑦「第三者」に該当しない場合

・医療機関等が、学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人の学術研究目的の達成のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

⑧本人の生命、身体又は財産の保護のために必要不可欠な事項に提供する場合であること

（例）
・災害救助法に基づき被災者に対する緊急な救済を行うため、被災者に対する支援を行う場合
・がん研究の推進を目的としたがん研究費の募集やがん研究費の寄付を受けたがん研究費の運用に関する情報提供

